

東京の木多摩産材認証制度の理念

多摩産材認証協議会規約第2条の目的を達成するため、認定された全ての登録事業者及び利用事業者が遵守すべき行動指針

私たち登録事業者及び利用事業者は、東京の木多摩産材の認証及び安定供給に努め、多摩地域の森林が、健全かつ持続的に育成できる環境づくりをめざします。

- 1 森林所有者・素材生産業者・原木市場・製材業者・林業関係団体・利用事業者が一致協力して取り組みます。
- 2 多摩地域の管理された森林から、産地の明確な木材を供給します。
- 3 持続的な森林経営に配慮し、林業・木材産業の活性化に努めます。
- 4 森林資源の循環を促進し、森林整備を推進します。
- 5 東京の木多摩産材を利用する意義を訴え、需要拡大に努めます。
- 6 消費者の要望に応え、東京の木多摩産材の品質向上に努めます。
- 7 登録事業者及び利用事業者の取組事項を遵守し、東京の木多摩産材認証制度の信頼性を高めます。